

「社債市場の活性化に関する懇談会」の設置について

平成 21 年 7 月 1 日

日本証券業協会

1. 設 置

我が国の金融・資本市場の機能強化及び安定化のためには、社債市場の活性化を図り、企業の中長期の資金調達手段、投資家の運用手段の多様化を図ることが必要である。

このため、幅広く市場関係者及び有識者にご参加いただき、我が国社債市場の現状及び活性化に向けた様々な課題についてご議論いただくため、本協会会長の諮問機関として「社債市場の活性化に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

2. 構成・運営

- (1) 懇談会は、市場関係者及び有識者をもって構成する。
- (2) 懇談会の座長及び副座長は、委員のうちから会長が委嘱する。
- (3) 座長は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。

3. ワーキング・グループ

- (1) 座長は、必要に応じ、ワーキング・グループを設置することができる。
- (2) ワーキング・グループの委員は、座長が選任する。

4. 事務局

懇談会の事務局は、関係機関の協力を得て、日本証券業協会が行う。

以 上